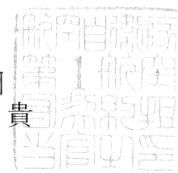


公 告

契約担当官
航空自衛隊第 1 航空団
会計隊長 早川 雅 貴



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単 位	数 量	備 考
移動式泡消火設備点検及び整備	仕様書のとおり	式	1	

- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
(3) 履行期限 令和 6 年 3 月 29 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市西区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
(2) 入札日時 令和 5 年 6 月 15 日(木) 10 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
(2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和5年6月13日(火)必着とする。
(4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線7042 FAX(053)472-7735

担当 神田

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和4年6月2日
	仕様書番号	施設役務4-55
<p>1 適用範囲</p> <p>(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）に関する一般事項について適用する。</p> <p>(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は、相互に補完する。</p> <p>(3) 役務特記仕様書に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書による。</p> <p>2 一般事項</p> <p>(1) 役務内容は全て、本仕様書、役務特記仕様書、引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。</p> <p>(2) 引用図書及び各種関連法規等は、役務特記仕様書による。</p> <p>3 協議等</p> <p>役務特記仕様書の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。</p> <p>4 官公署その他への届出手続等</p> <p>関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。</p> <p>5 契約図書等の管理</p> <p>契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。</p> <p>6 発生材の取り扱い</p> <p>(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。</p> <p>(2) 発生材調書は、材料名称、形状寸法、数量、単位を記載し、提出する。</p> <p>7 写真撮影</p> <p>役務写真は、作業前、中、後、作業終了後に目視での確認が困難な箇所、材料及び終了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、整理された写真を提出する。</p> <p>8 検査等</p> <p>検査等については、役務特記仕様書による。</p> <p>9 基地内における規程事項</p> <p>(1) 注意事項</p> <p>ア 作業関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。</p> <p>イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。</p> <p>ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。</p> <p>エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。</p> <p>オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。</p>		

- カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではならない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。
- キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。
- ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。
- ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。
- コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

- ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。
- イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。
- ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。
なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。
 - (ア) 日本国籍を有する者
パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等
 - (イ) 日本国籍を有しない者
パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書
 - (ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。
- エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。
 - (ア) 基地内の秩序を乱した場合
 - (イ) 監督官の指示に従わない場合
 - (ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合
 - (エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合
 - (オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合
 - (カ) 監督官が不適と判断した場合

10 情報保証

- (1) 機器等の使用
役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策の行われたパソコン等を使用すること。
- (2) 提出された個人情報等の取扱い
提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

11 提出書類

- 提出書類については、役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和5年5月19日
	仕様書番号	施設役務5-59
<p>1 件名 移動式泡消火設備点検及び整備</p> <p>2 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、移動式泡消火設備点検及び整備について適用する。 なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。</p> <p>3 履行場所 航空自衛隊浜松基地（別図第1のとおり。）</p> <p>4 履行期限 令和6年3月29日</p> <p>5 関係法令 消防法（昭和23年法律第186号）</p> <p>6 引用図書 建築保全業務共通仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> <p>7 役務内容</p> <p>(1) 移動式泡消火設備点検及び整備を行う。</p> <p>(2) 点検 消防法第17条の3の3に基づき消防用設備点検を行い、平成16年消防庁告示第9号（点検結果報告書）及び昭和50年消防庁告示第14号（点検票）の項目に沿って記録した、点検結果報告書及び点検票を作成する。</p> <p>(3) 点検及び整備箇所（細部は別表のとおり。）</p> <p>ア 00190 イ 00475 ウ 10380</p> <p>(4) 発泡試験統制事項（別図第2～別図第4）</p> <p>ア 発泡試験については、監督官と調整のうえ行う。</p> <p>イ 発泡試験時は、泡が拡散しない措置を講じる。</p> <p>ウ 発泡試験後は配管内の泡水溶液を除去し、洗浄（クリーニング）を行い、発泡試験前の状態に戻す。</p> <p>エ 廃液処理については、付近の排水溝等に流すことなく契約相手方が回収し、産業廃棄物として関係法令に基づき処理するとともに、産業廃棄物管理票の写しを速やかに監督官へ提出する。</p> <p>オ 発泡試験後の消火薬剤充填は、契約相手方が消火薬剤を準備し行う。</p> <p>カ 契約相手方は、上記以外の事項で安全上必要となる操作等がある場合、操作前に監督官と協議する。</p>		

- (5) 整備内容
別表のとおり。
 - (6) 現状復旧
点検及び整備終了後は、電源電圧、スイッチ類の位置及び収納状態等を再度確認し、点検開始前の状態に戻す。
なお、本役務履行に際し、他の施設等に損傷等を与えた場合、契約相手方の負担において、原状復旧するものとする。
- 8 検査
- (1) 中間検査
発泡試験及び作業終了時に、検査官による役務履行状況に関する中間検査を受験し、検査合格後、作業を再開する。
 - (2) 終了検査
ア 終了検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。
 - (ア) 特記仕様書及び図面に示す作業が終了していること。
 - (イ) 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。
 - (ウ) 是正等があった場合、その全ての是正が終了していること。
 - (エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。イ 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、現場検査及び書類検査をもって終了とする。
- 9 その他
契約相手方は、消防法施行令第36条に基づく有資格者とする。
- 10 保証期間
終了検査後1年間（整備箇所に限る。）

11 提出書類等

(1) 契約相手方は、下表の適用に示す●印の書類等を、監督官に提出する。

No	適用	書類等名	提出期限	部数	様式	
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	契約後 速やかに	1	定型	
2	●	住民票(従業員名簿に添付)		必要数		
3	●	腕章		必要数		
4	※	臨時立入申請書		2		
5	●	現場代理人及び主任技術者設定通知書		1		
6	●	役務工程表		1		
7		作業計画書		1		任意
8	●	使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	任意	
9	※	役務打合せ書		1		
10	●	労務日報		1		定型
11	●	発生材調書		1		任意
12	●	産業廃棄物管理票(A、E票)の写し		1		
13	●	役務写真		1		
14	●	役務終了通知及び役務終了検査願	終了後	1	定型	
15	※	時間外入出門届	その都度	1		
16		火気使用申請書	必要時	1		
17		給水等使用申請書	必要時	1		

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票(本籍地の記載されたもの)(3か月以内、写し可)を添付し、日本国籍を有さない者はパスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を、1部(写し可)添付すること。

注記3 役務終了検査前までに、産業廃棄物管理票(E票)の写しの提出が困難な場合は、産業廃棄物管理票(D票)の写しをもって終了検査を受けることができる。

ただし、産業廃棄物管理票(E票)が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示する。

(2) その他の提出書類

No	書類名	提出期限	部数	様式
1	点検結果報告書(点検表を含む。)	終了後 速やかに	1	定型
2	消防用設備等設置届出書: 00475 (泡消火薬剤の交換に関するもの)		2	
3	消防用設備等設置届出書: 10380 (泡消火薬剤の交換に関するもの)		2	

別表

点検及び整備箇所

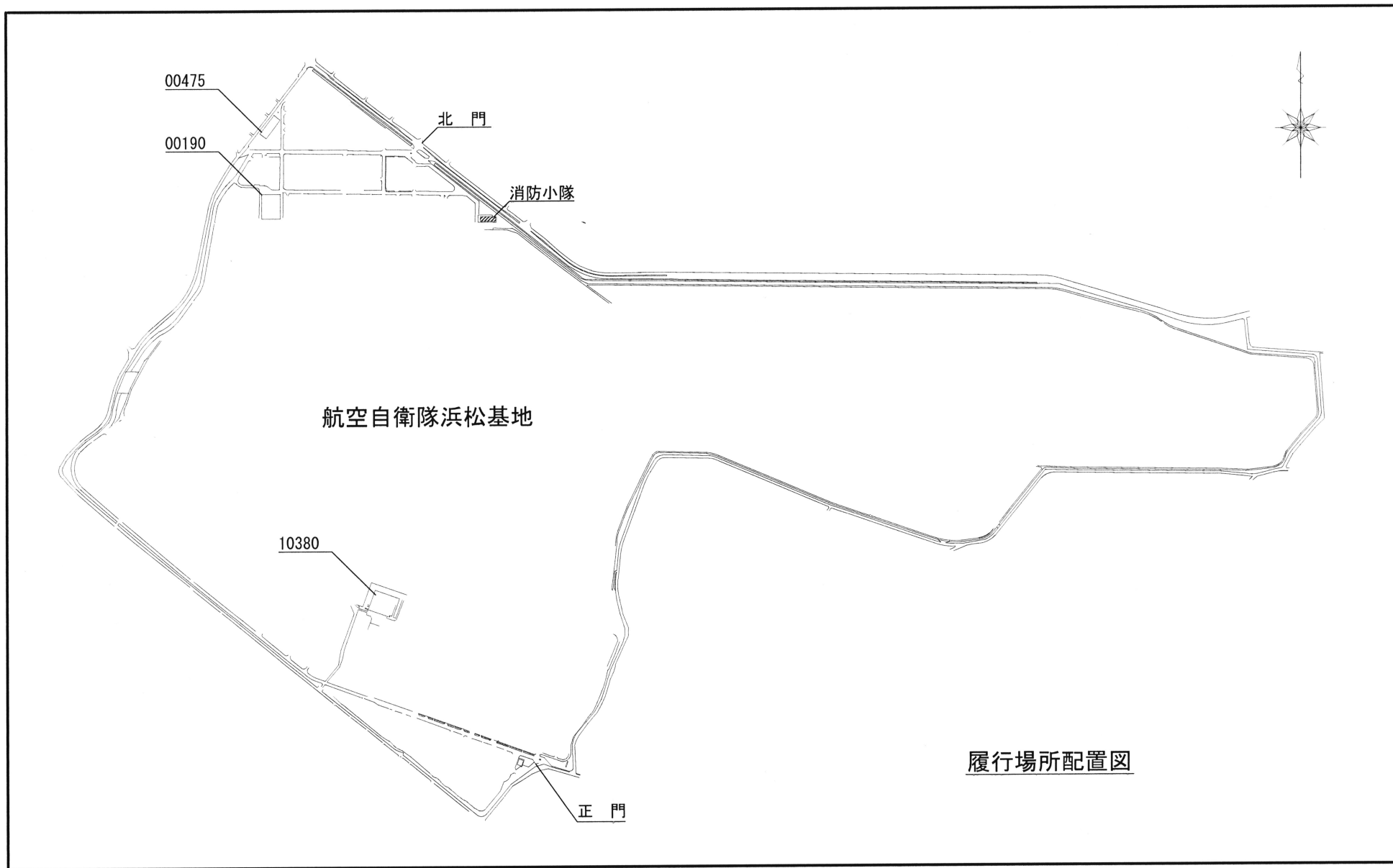
1 点検

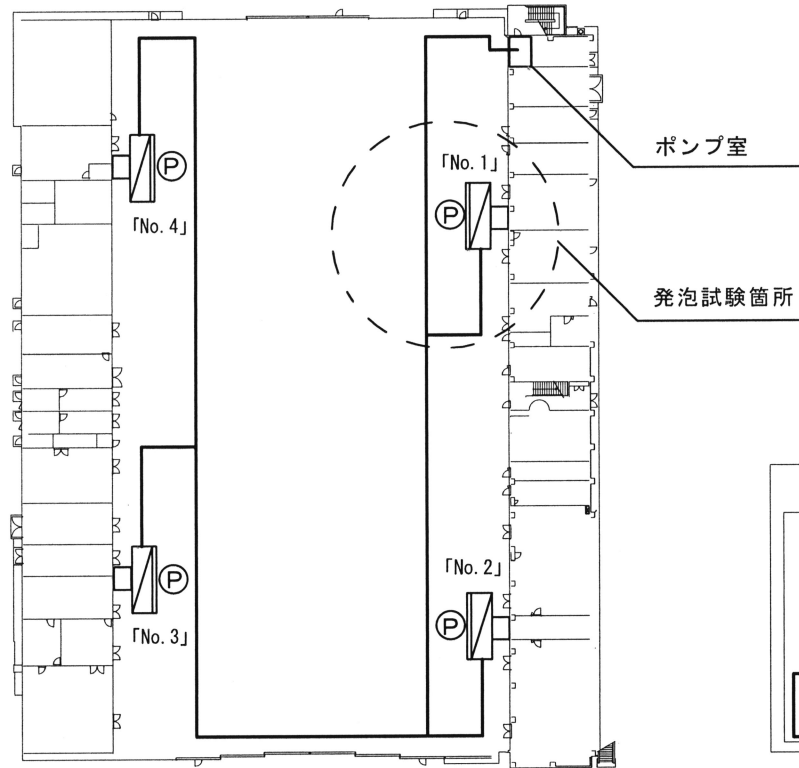
No	項目	施設名	00190 (別図第2)	00475 (別図第3)	10380 (別図第4)
1	加圧送水装置		1組	1組	1組
2	補助加圧送水装置		1組		
3	呼水装置			1組	1組
4	起動装置		4組	3組	2組
5	制御盤		1面	1面	1面
6	泡消火薬剤貯蔵槽		4基	3基	2基
7	泡消火薬剤混合装置		4組	3組	2組
8	泡放射用器具格納箱(内蔵)		4組	3組	2組
9	水源		1組	1組	1組
10	配管等		1式	1式	1式
11	発泡試験		1箇所	3箇所	2箇所
12	発泡ノズル洗浄		1箇所	3箇所	2箇所
13	泡消火薬剤充填(材工共) (00190:アルファフォーム310R) (00475:DKウォーター) (10380:アルファフォーム310R)		1箇所	3箇所	2箇所
14	廃液処理(PFOS非含有)		1箇所	3箇所	2箇所

2 整備

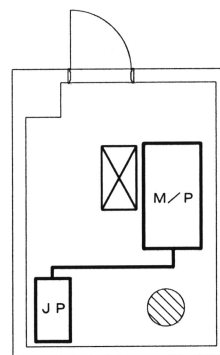
下表に示す部品(泡消火薬剤貯蔵槽及び泡消火薬剤)を取替える。

施設名	項目	規格等	数量
00475	泡消火薬剤貯蔵槽(ラバーパツク含む)及び泡消火薬剤交換	HFB-100PP (450) 初田製作所(株) (DKウォーター)	3箇所
10380	泡消火薬剤貯蔵槽(ラバーパツク含む)及び泡消火薬剤交換	YPP-160U (1600) ヤマトプロテック(株) (アルファフォーム310R)	2箇所

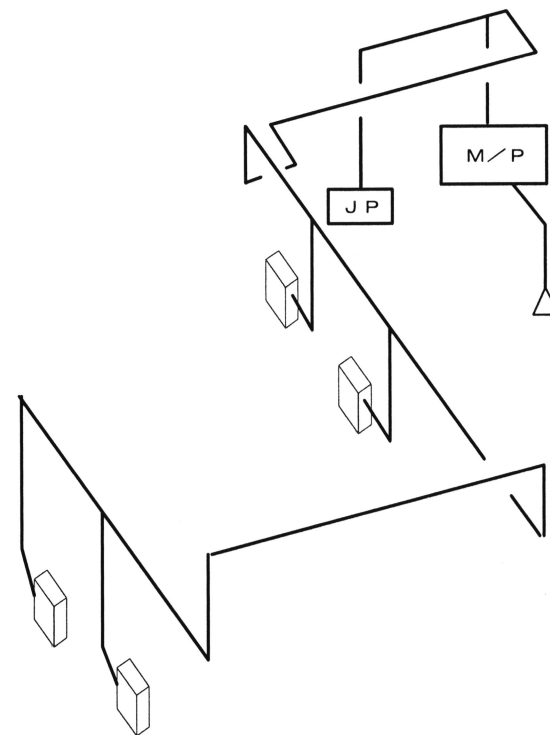




泡消火設備図



ポンプ室拡大図



配管系統図

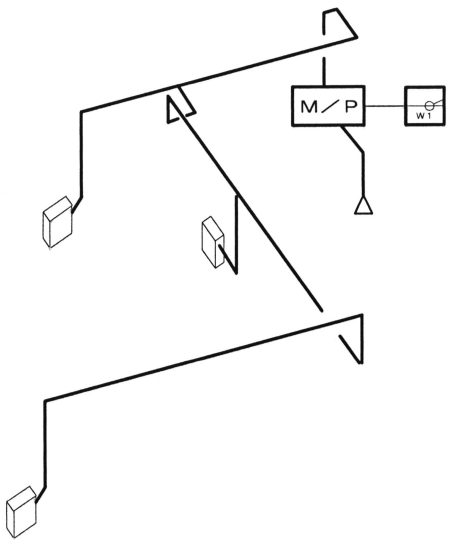
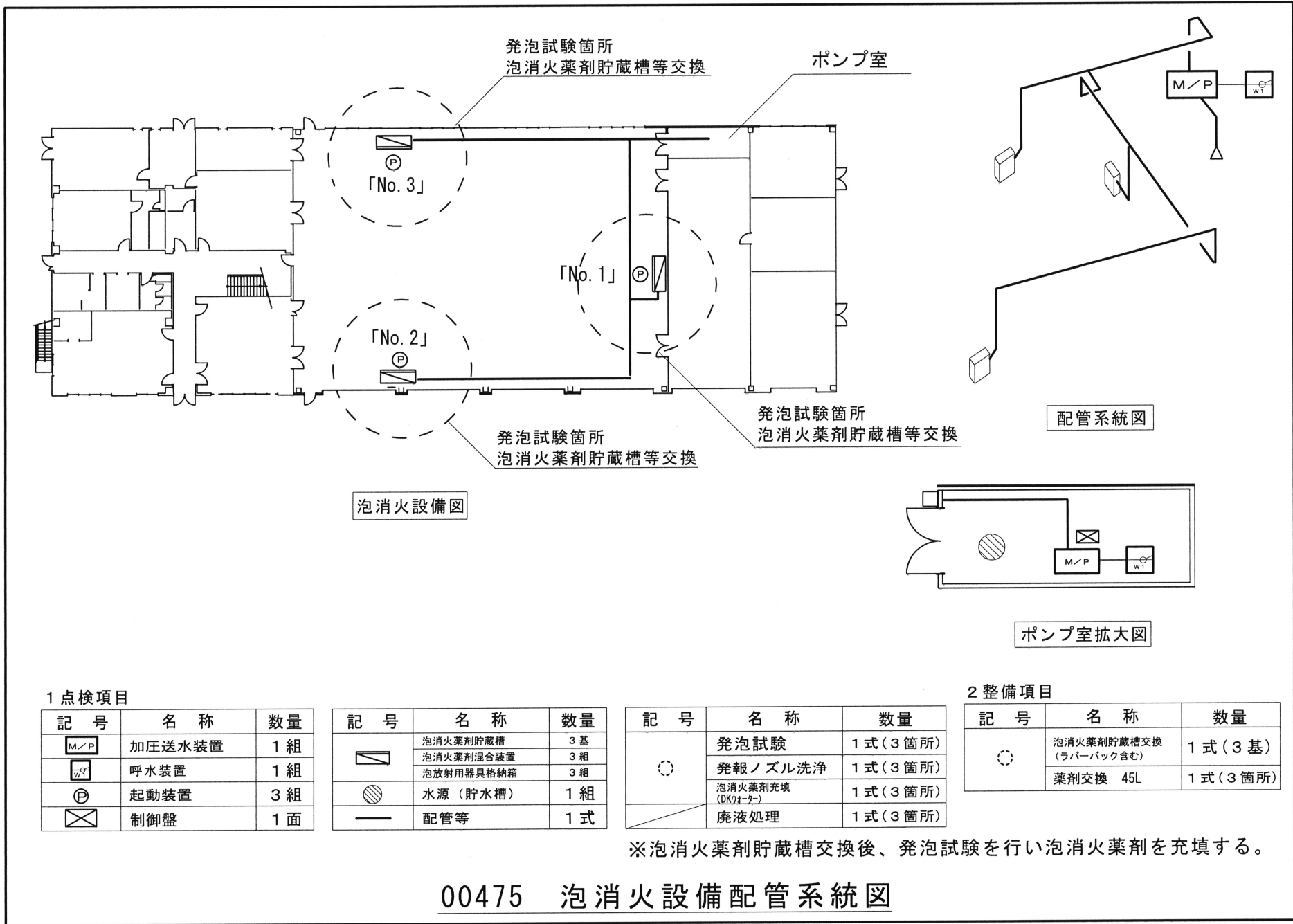
点検項目

記号	名称	数量
M/P	加圧送水装置	1組
J/P	補助加圧送水装置	1組
Ⓟ	起動装置	4組
⊗	制御盤	1面

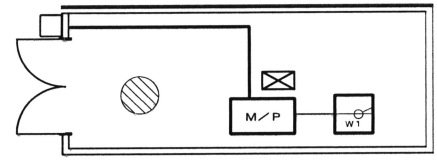
記号	名称	数量
▭	泡消火薬剤貯蔵槽	4基
▭	泡消火薬剤混合装置	4基
▭	泡放射用器具格納箱	4組
⊙	水源 (貯水槽)	1組
—	配管等	1式

記号	名称	数量
○	発泡試験	1式 (1箇所)
○	発報ノズル洗浄	1式 (1箇所)
○	泡消火薬剤充填 (ヤマト 707770-M310R)	1式 (1箇所)
○	廃液処理	1式 (1箇所)

00190 泡消火設備配管系統図



配管系統図



ポンプ室拡大図

泡消火設備図

1 点検項目

記号	名称	数量
M/P	加圧送水装置	1組
WT	呼水装置	1組
Ⓟ	起動装置	3組
⊠	制御盤	1面

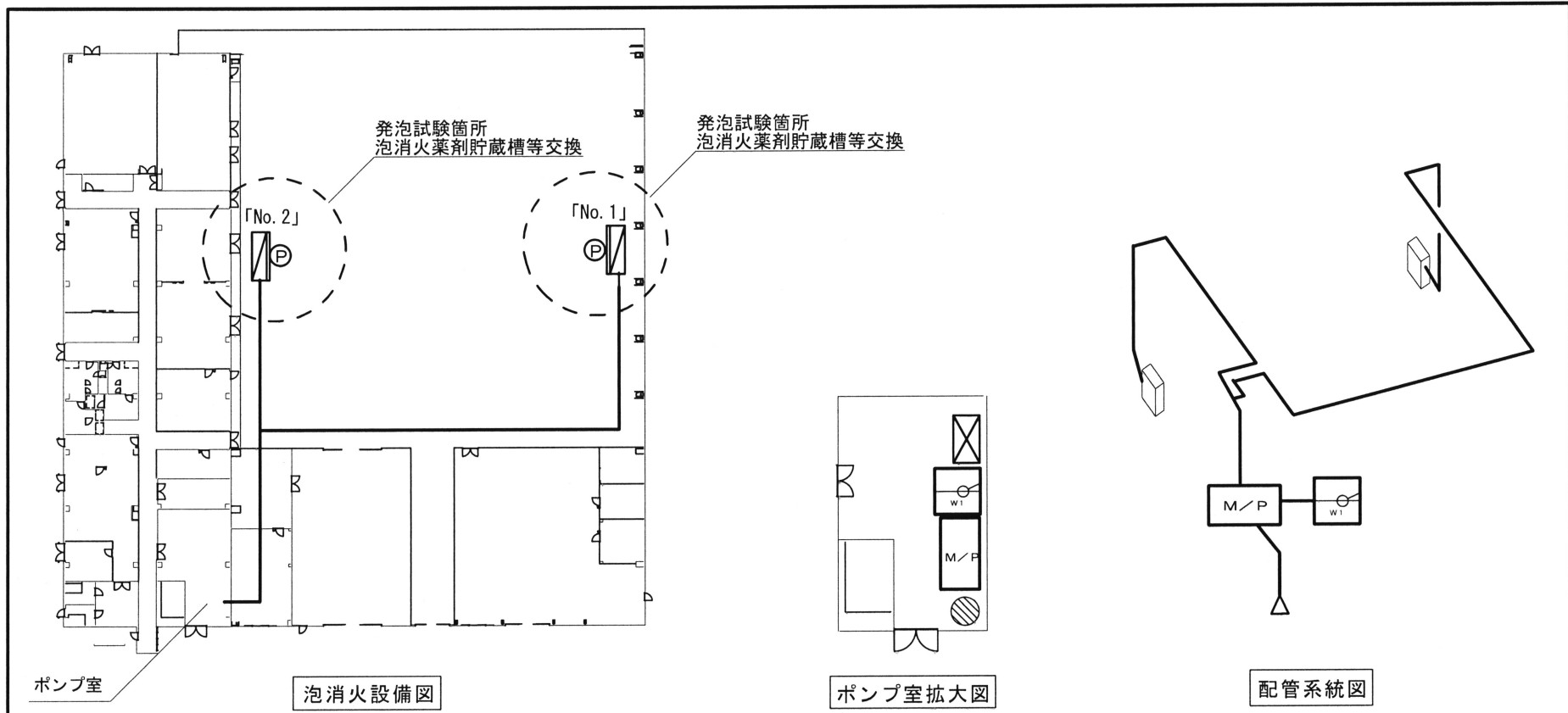
記号	名称	数量
▭	泡消火薬剤貯蔵槽	3基
▭	泡消火薬剤混合装置	3組
▭	泡放射用器具格納箱	3組
⊙	水源 (貯水槽)	1組
—	配管等	1式

2 整備項目

記号	名称	数量
⊙	泡消火薬剤貯蔵槽交換 (ラバーバック含む)	1式 (3箇所)
⊙	薬剤交換 45L	1式 (3箇所)

※泡消火薬剤貯蔵槽交換後、発泡試験を行い泡消火薬剤を充填する。

00475 泡消火設備配管系統図



1 点検項目

記号	名称	数量
M/P	加圧送水装置	1組
W1	呼水装置	1組
Ⓟ	起動装置	2組
⊠	制御盤	1面

記号	名称	数量
⊠	泡消火薬剤貯蔵槽	2基
	泡消火薬剤混合装置	2組
	泡放射用器具格納箱	2組
⊙	水源 (貯水槽)	1組
—	配管等	1式

2 整備項目

記号	名称	数量
⊙	発泡試験	1式 (2箇所)
	発報ノズル洗浄	1式 (2箇所)
⊙	泡消火薬剤充填 (DKウォーター)	1式 (2箇所)
	廃液処理	1式 (2箇所)
⊙	泡消火薬剤貯蔵槽交換 (ラバーバック含む)	1式 (2基)
	薬剤交換 160L	1式 (2箇所)

※泡消火薬剤貯蔵槽交換後、発泡試験を行い泡消火薬剤を充填する。

10380 泡消火設備配管系統図